



交通ルールを守って

電動キックボードに乗ろう！



令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

① 保安基準への適合が必要です！ ② ナンバープレートが必要です！

- 基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- 基準を満たすものには製造時に性能等確認済みシールが貼付されます。

■主な基準項目



■シールの様式



所有者は、市町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険への加入が必要です！

- 所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼付してください。
- 運行の際は、加入時に配布される証明書を携行してください。

★主な交通ルール

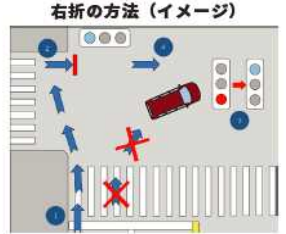
① 車道通行の原則

原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません。(※自転車道通行可)
また、原則道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。



② 右左折の方法

左折時は、後方の安全確認と左折合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように、道路の左端に沿って曲がりましょう。右折時は、二段階右折をしましょう。



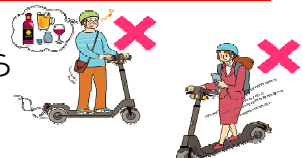
③ 通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前(停止線がない場合は、交差点の直前)で一時停止をしてください。



④ 飲酒運転の禁止

飲酒したときは、絶対に運転してはいけません。
飲酒運転は、きわめて悪質・危険な犯罪です。
また、スマートフォン等で通話や画面を注視しながら運転してはいけません。



⑤ 歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.ntml>



- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。→

